

熊本市社会福祉協議会
2020（令和2）年度 いきいき市民福祉基金助成事業

熊本市のろう者が社会生活を送る上での
課題抽出と支援についての調査研究

事業報告書

2021（令和3）年3月

熊本県手話サークルわかぎ熊本グループ

（略称：熊本市わかぎ）

熊本市社会福祉協議会

2020（令和2）年度 いきいき市民福祉基金助成事業 事業報告書

1. 助成事業名

熊本市のろう者が社会生活を送る上での課題抽出と支援についての調査研究

2. 事業実施主体

熊本県手話サークルわかぎ熊本グループ（略称：熊本わかぎ）

（事業協力団体：熊本市ろう者福祉協会）

3. 事業目的

2020（令和2）年4月から熊本市では手話言語条例が施行されました。しかし、手話言語条例の施行によって、すぐにさまざまな場面で、これまで以上にろう者へのコミュニケーションや情報保障体制が構築されるわけではありません。

熊本市手話言語条例には、行政や事業者、熊本市民が手話に関する理解・普及を図ることを努めるものとして書かれていますが（第4条～第6条）、これはいわば理念的・努力目標的なものであるため、さらにこの条例を聞こえない当事者が中心になり関係者と共に、施策として具現化していく取り組みを継続的に行うことが必要とされます。

そのためには、ろう者が社会生活を送る上でどのような困難を抱えているのか、どんな場面で手話通訳やその他の支援を必要としているのかを具体的に明らかにし、それに合わせた支援方法を行政・市民・事業者に提案していくことが大切になると思われます。

そのため、熊本わかぎでは、熊本市ろう者福祉協会の全面的な協力を得て、熊本市在住のろう者がどのような問題を抱えているかを調査し、その回答結果をまとめ考察し、その内容を踏まえて今後の熊本市におけるろう者のための支援のあり方について提言を行います。

4. 事業内容

1) 調査研究委員会の設置と開催

上記の事業目的のための調査研究委員会を設置し、7回の会議を開き協議しました。

①委員名簿

委員名	所属等	備考
西 章男	九州ルーテル学院大学	准教授 ソーシャルワーク専攻
清田 富貴子	手話サークル熊本わかぎ	副会長
高橋 照子	手話サークル菊池わかぎ	熊本市中央区役所 手話通訳者
木下 剛	手話サークル熊本わかぎ	熊本県ろう者福祉協会 手話通訳派遣担当

松本 弘樹	熊本市ろう者福祉協会	会長
野田 尚子	熊本市ろう者福祉協会	手話対策部
<事務局> 小野 康二 斉藤 由美	手話サークル熊本わかぎ 手話サークル熊本わかぎ	副会長 会計

②調査研究委員会協議内容

回	開催日	協議内容
1	7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究事業の目的確認と調査研究方法協議 ・協議のためのメーリングリスト作成について
2	7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・先行研究紹介と手話通訳者派遣事業の現状報告 ・調査項目について
3	8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目について ・調査方法について
4	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査表（アンケート）の確認 ・調査文頭の映像化（手話化）について ・調査作業日程および担当について
5	11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・回答の集計結果報告と内容検討 ・報告書の作成について ・報告会の開催について
6	12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書内容の検討 ・報告会の開き方について
7	1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書内容の最終まとめ、残された作業確認 ・報告会の詳細検討



会議の様子

11月15日

2) アンケートの作成と実施

①アンケートの作成

先行研究を参考に、事務局でアンケート（案）を作成し、調査研究委員会および委員用メーリングリスト上で内容について検討を重ねて確定しました。

②アンケートの手話化とQRコードの作成

アンケート協力依頼文と質問文を、調査研究委員でもある熊本市ろう者福祉協会（以下「熊本市ろう協」）の松本氏と野田氏が手話化し、その手話映像を Web 上に載せ、リンクさせた QR コードをアンケート用紙に印刷しました。このことで、回答するにあたり、文字による質問文等をリンクされた手話で確認できるようにしました。

<手話による質問文例>



③アンケートによる調査

熊本市ろう協会員を対象に返信用封筒を同封したアンケート用紙を郵送し、回答をお願いしました。その結果、送付数 165 に対し回答数は 75 で、回答率は 45.5%でした。

3) アンケート結果と考察

(1) 回答率について

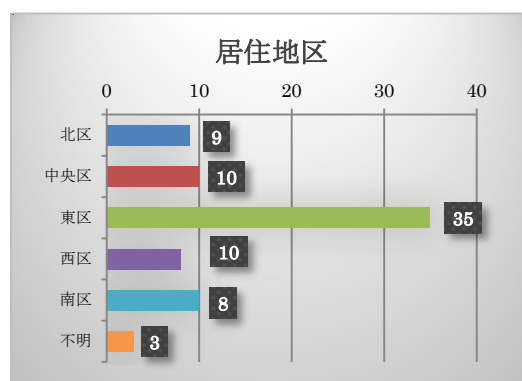
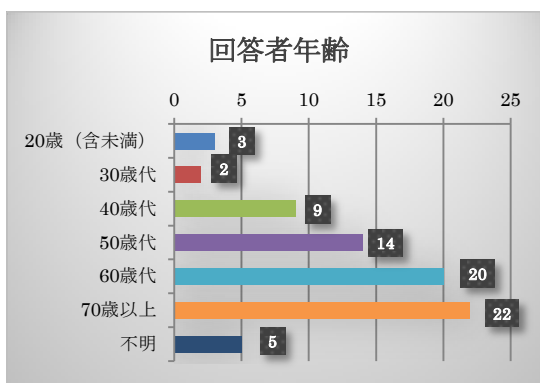
今回のアンケート調査の回答率は 45.5%と半分を下回っていますが、熊本市ろう者福祉協会の委員から経験上の数字としては回答率が高いという感想が出されました。一般に聴覚障害者、とりわけろう者を対象にした調査では回答率が低いと言われてい

ます。ただ、それは日本語文字での調査の場合であって、日本語が苦手なろう者は少なからずいますので、質問文の理解や文字での回答にハンディがあり、躊躇してしまうからだと考えられています。

そのため、今回の調査では、質問文はできるだけシンプルにし、また回答も記述するものを減らし、ほぼ選択式にしました。さらに、アンケート調査への協力依頼文、質問文の全部と回答文の一部の手話化を行いました。また、その手話も、ろう者にわかりやすい表現に留意してもらい、上記したように収録した手話映像を Web 上に置いて調査期間中はスマホ等で視聴できるようにしました。

このような取り組みが回答率をあげた理由の 1 つだと考えられます。

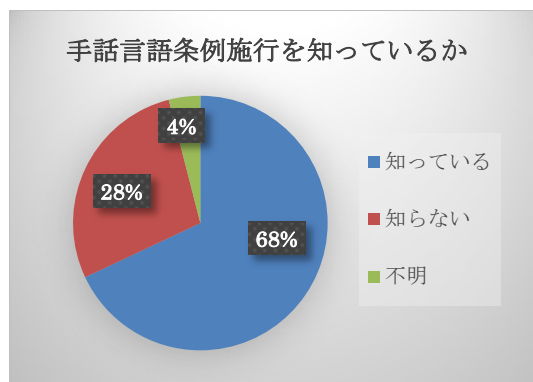
(2) 回答者の年齢と居住地区



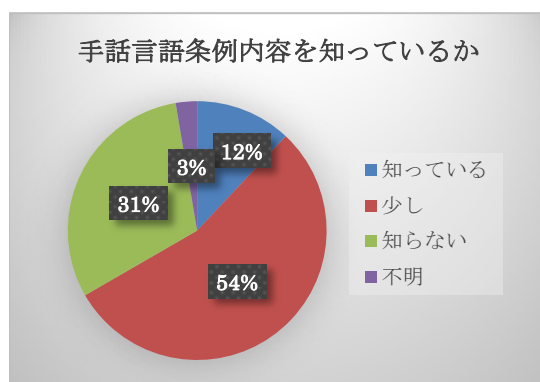
回答者の年齢は、70歳代以上が一番多く、次いで60歳代、50歳代になりました。これは高齢者が特にこのアンケート調査に関心を持ってもらったというより、調査対象を熊本市ろう協会員にしましたので、会員の年齢構成が反映されたものだと思います。

回答者の居住地区は、圧倒的に東区が多かったのですが、これも協会会員の居住地区は東区が多くそれを反映したものと思われる。

(3) 手話言語条例について

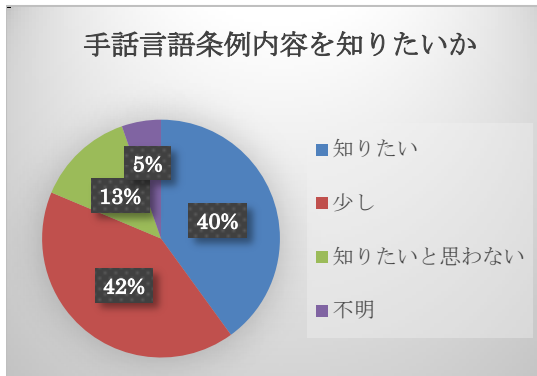


2020（令和2）年4月に手話言語条例が施行されましたが、そのことを「知っている」と回答した人は68%、約7割です。「知らない」は28%で、施行は、協会会員にはある程度知られていることがわかります。



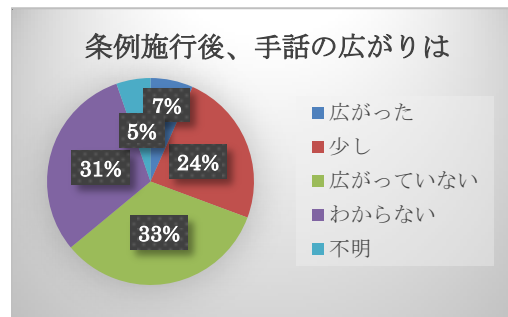
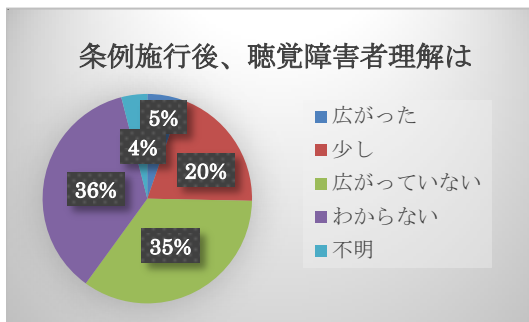
一方、条例の内容について尋ねた質問では、「知っている」は12%と少数で、「少し知っている」が54%と半分強です。

内容を「知らない」は31%ですが、この回答は、内容というより、前の質問で条例施行そのものを「知らない」と回答した割合とほぼ重なっています。



条例内容については、「知りたい」が40%、「少し知りたい」が42%、併せると8割を超えます。条例内容をきちんと学習する機会を設ける必要があるでしょう。また、市役所のWebサイトに手話による解説が載せられており、その周知も必要でしょう。

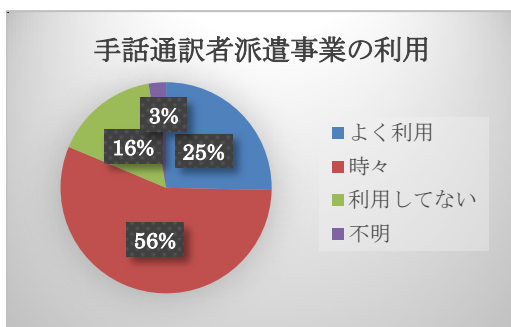
(4) 手話言語条例施行後の変化



条例施行後の聴覚障害や手話に対する理解は広がったか、との質問への回答は、個人の主観によるものになっていると思われませんが、聴覚障害理解では「広がった」「少し」を併せて25%、手話の広がりも「広がった」「少し」を併せて31%で、「広がっていない」と感じているとの回答の方が多くなっています。

施行後1年も経っていないので拙速な判断はできませんが、条例施行によって自動的に聴覚障害の理解や、手話の広がりが保障されるわけではないでしょう。ただ、せっかくできた手話言語条例なので、条例に裏打ちされた「聴覚障害理解」と「手話を広げる」ための具体的な取り組みが今後大切になると考えられます。

(5) 手話通訳について



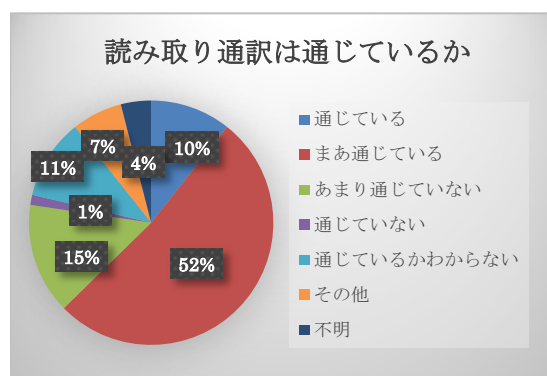
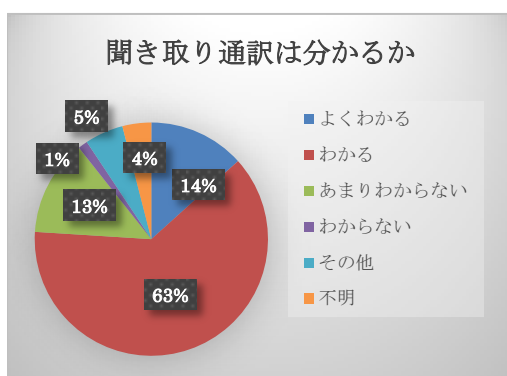
手話通訳者派遣事業の利用について尋ねたところ、「よく利用」、「時々利用」を合わせると8割を超え、この事業は、よく利用されていることがわかります。

ただ、熊本市の手話通訳者派遣件数は県全体の派遣件数の約半分を占め、2019(令和1)年度の実績は約2,400件で、問題として、市

内の手話通訳者が不足していて、熊本市外からの手話通訳者の応援なしには成り立たないことや、2,400 件もの手話通訳者派遣のコーディネートに少数のコーディネーターが担当し、加重的な負担がかかっていることが、以前から指摘されています。

手話通訳者派遣の積極的な活用は、聴覚障害者の社会参加につながり喜ばしいことですが、それを支えるための手話通訳者等の育成やコーディネーターの十分な確保にはできません。この面で、熊本市の各区役所に設置されている手話通訳者の活用も考えられるべきでしょう。

次は、実際に手話通訳活動をする中で、どの程度の情報やコミュニケーションが保障されているか、聞き取り通訳と読み取り通訳に分けて尋ねた結果です。



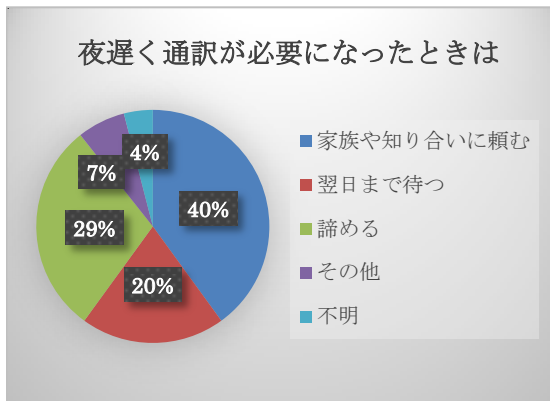
聞き取り（音声の手話化）では「よくわかる」「わかる」を合わせると約8割で、読み取り通訳（手話の音声化）では「通じている」「まあ通じている」を併せて約6割という回答で、概ね良好だと言えそうです。

ただ、聞き取りでは、手話が「わかりやすい」ことが、そのまま通じているか即断できません。読み取りでも、音声化されたことばをろう者が確認できないという問題があります。読み取りの「その他」の中に、「自分の手話が間違っって読み取りされていたことを後で知り、そのとき初めて通じていないことがわかった」というコメントもありました。

さらに読み取りで危惧されるのは「通じていない」が15%あることです。手話通訳者から「表現はまあまあだが、読み取りは難しい」という話をよく聞きます。確かに、読み取りは、通じなさが自分ではっきりわかりますが、同様に聞き取りでも、表現できたことが、ろう者に通じているという担保にはならないことも自覚すべきでしょう。

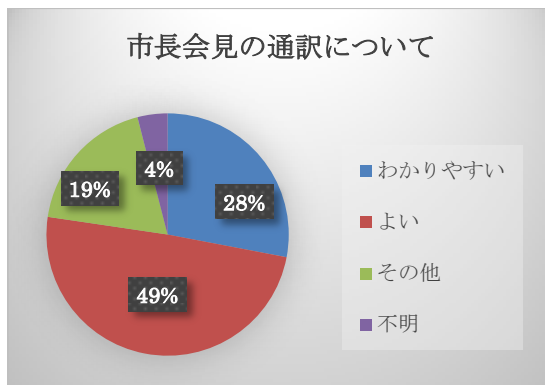
手話は日本語と別の言語であり、通訳するためには外国語通訳者育成と同様に一定の時間をかけて専門的な学習と訓練が必要です。しかし、これまで長い間、手話は福祉の課題としてのみ扱われ、ボランティアでよしとされてきた時代が続き、本格的に手話通訳者養成が始まったのは近年になってからです。

もちろん手話のボランティア養成は地域の中で聴覚障害者を支えるために大切な事業ですし、通訳者育成の裾野を広げるためにも重要です。ただ、それと共に専門的な手話

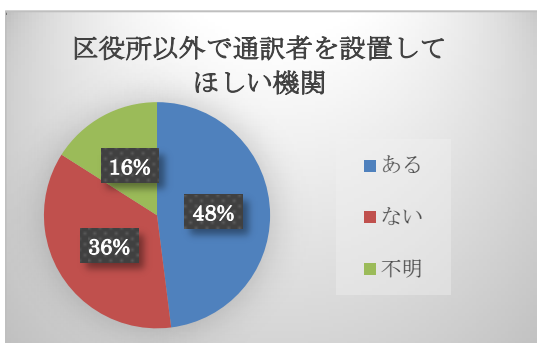


家族等に手話ができる人がいない時は、「翌日まで待つ」「あきらめる」で、ほぼ半分になっています。夜間に病気等で命に関わる事態も考えられますので、早急に夜間の通訳体制を整備しなければならないでしょう。

他県では、消防署等と連携し手話通訳体制を構築しているところもあります。また、現在、全国的に新型コロナ感染防止のために遠隔手話通訳システムが本格的に動き始めていますので、その活用も考えられるでしょう。



この回答にはその不満が寄せられていますので、手話通訳者が消えない画面構成が必要になります。



現在、熊本市の各区役所に手話通訳者が設置されていますが、その他で設置してほしい機関がないかと尋ねたところ、48%が「ある」との回答でした。

具体的な希望機関では規模の大きな病院、特に熊本市市民病院があげられています。県内では荒尾市民病院には手話通訳者が設置されていますので、まずは熊本市市民病院

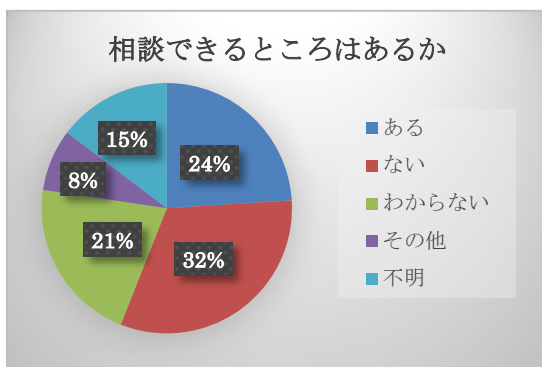
通訳者養成システムも別途必要になります。

先に、手話通訳者派遣事業がよく活用されていることをみましたが、夜間の通訳の現状を知るために「夜遅く通訳が必要になった時どうするか」尋ねてみました。

回答は「家族や知り合いに頼む」が40%、「翌日まで待つ」が20%、「あきらめる」が29%となっています。

に手話通訳者の設置が望まれます。このほか、桜町バスターミナルや熊本駅、熊本空港、免許センター、警察署があげられています。いずれも、聴覚障害者が多く利用するところですから、手話通訳者の設置はともかく、手話で対応できる態勢が必要です。また、付属のコメントとして「設置手話通訳者は絶対優秀な人」が寄せられています。

(6) 相談について

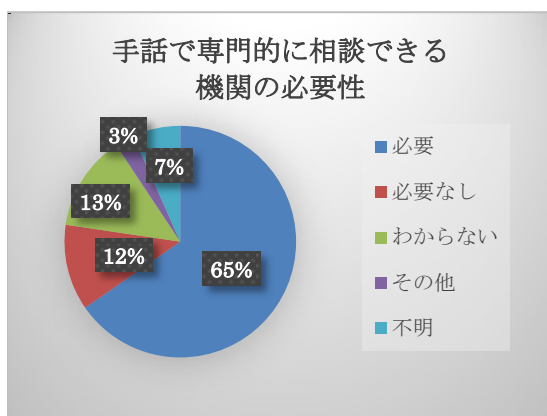


生活の中での困りごとを相談できる場所はあるかの問いに、24%の人が「ある」と答え、聴障センター、情報提供センターをあげています。

しかし、「ない」との回答が32%と、それを上回っています。また「わからない」の回答も21%あり、合わせると53%となり、半数以上の人々が生活上の困難を相談しに行く場が「ない」、相談を持って行く

場が「わからない」と考えています。

聴覚障害者にとって相談できる場は、手話で自由に話せるところ、かつ、きちんと相談を受け入れてもらえるところですが、熊本市内にそれを十分に満たす機関は今のところないようです。



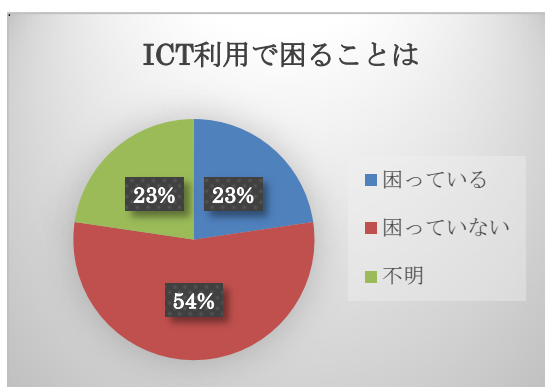
このことは、次の質問の、「手話を使って専門的に相談できる機関が必要か」の質問に関連しますが、「必要」との回答が65%になっています。

ところで、熊本市内には、障害者の専門的相談機関として、障がい者相談支援センターや、障がい者就労・生活支援センターなどがありますが、手話でダイレクトにコミュニケーションがとれる相談担当者はいません。もちろん手話通訳

者を介在させての相談は可能ですが、聴覚障害者、とりわけ、ろう者の相談では、ろう文化といわれる、ろう者の独特の思考や生活習慣の理解が必要とされ、それができる相談機関は残念ながら見当たりません。

相談支援に関して専門的な資格を持ち、かつ聴覚障害を深く理解し、手話で深く話せるコミュニケーション能力を備えた相談支援機関を、多くの聴覚障害者が望んでいると思われます。

(7) ICT の利用について



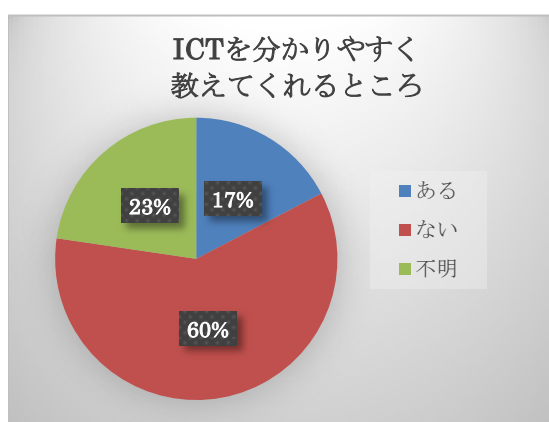
全国的に聴覚障害者の電話リレーサービスの利用が広がっています。このサービスは 2021（令和 3）年度から国の公共インフラとして開始される予定となっています。このサービスを利用するためには、パソコンやタブレット、スマートフォンが必要で、登録方法や利用方法など一定のスキルも必要になります。

さらに、手話通訳者の通訳場面での新型コロナウイルス感染を防止するために、全国的に遠

隔での手話通訳システムが導入され、この利用も電話リレーサービス同様のスキルが求められます。このように、聴覚障害者の世界でも、ICT の利用が社会参加に欠かせなくなっている中で、その利用について困ることはないか、と質問しました。

その結果、「困っている」と応えた人が 23%で、その内容は機器の使い方がわからない、SNS がわからない、などがありました。一方「困っていない」が 54%と、約半数が困ってないと回答しています。果たして聴覚障害者の半数は ICT 利用で困ってないのでしょうか。確かに ICT を十分使いこなしている聴覚障害者はいますが、その一方、生活の中で使わないから「困っていない」と回答したと考えることもできます。そう考えると、半数以上の聴覚障害者は ICT から疎外された生活を送っていることとなります。

反省点として、アンケート作成時点で、前段の質問として、ICT の利用状況を尋ねるべきだと思われました。実際に「利用しているかどうか」を尋ねて、次に「利用する中で困ることはないか」という質問項目の組み立てによって、より明確に実態が把握できたと思われます。



次の質問の、ICT について、わかりやすく教えてくれるところがあるか、に対して、「ある」が 17%で、「ない」が 60%となっています。

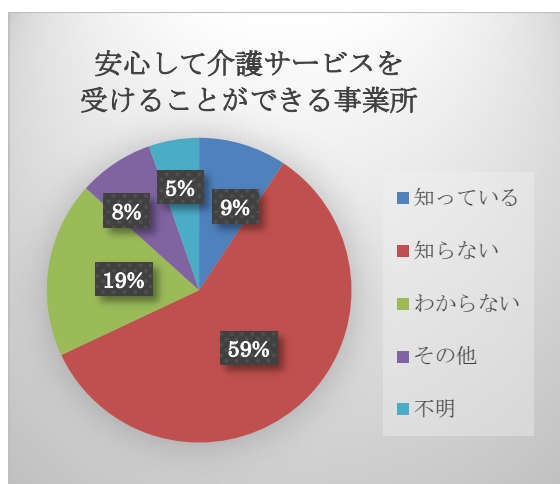
熊本市内にも、障害者対象の ICT（パソコン等）講座などがありますが、聴覚障害者対象の講座では特別な手立てが必要です。聴覚障害者用には一般に手話通訳や要約筆記を用意すれば済むと思われるのですが、実際はそうではありません。

受講生は、講師の話の聞きながら、講師の手元のパソコン画面が映し出されたスクリー

ン、そして個々の受講生の手元にあるパソコンのキーボードと画面などを交互に見ながら進みますが（聞きながら見る）、聴覚障害者は講師の話を手話通訳や要約筆記を通して見ることになります。つまり、話を見ながら、同時にその他の画面も見なければならないという、ほとんど不可能なことを強いられる学習になります。

このことを考えると、聴覚障害者の特性を理解した上で、ICT をわかりやすく教えてくれるところはほとんどありません。その結果、ICT から疎外される状況が生まれ、使わないから「困っていない」という回答が出てきたと考えられます。

(8) 高齢介護サービスについて



超高齢社会の中、実際に高齢介護サービスを利用している高齢聴覚障害者も多く、さらに今後、介護サービスを利用する聴覚障害者も確実に増加していきます。そういう中、聴覚障害者が安心してサービスを受けるところを知っているか、と尋ねました。

「知っている」の回答は9%と少なく、「知らない」が59%、「わからない」が19%で、その合計は78%になっています。「知っている」と回答した人も、『ささえりあ』と聞いている」と曖昧なもので、ほとんどの聴覚障害者が、安心できる介護サービスの事業所等を知らないことがわかりました。

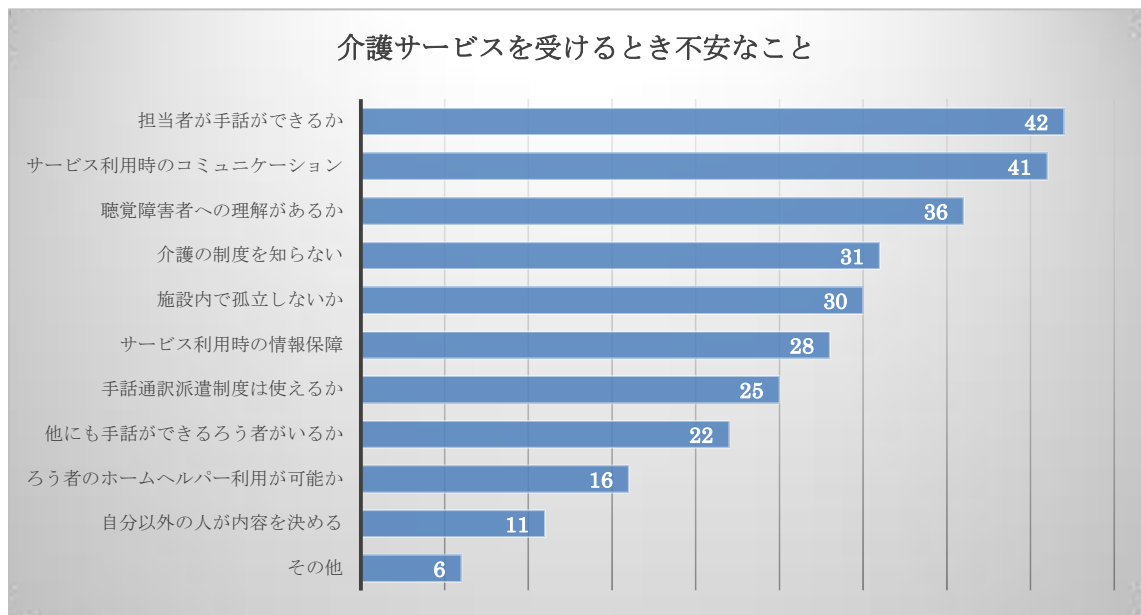
2013（平成25）年に、熊本県ろう者福祉協会によって「熊本県内の高齢者福祉施設・事業所における高齢聴覚障害者の情報・コミュニケーション調査」が実施されていますが、その報告書にも、高齢者福祉施設・事業所で、聴覚障害について理解が乏しく、情報保障やコミュニケーション保障が十分行われていないと述べられています。

つまり、情報不足のために「知らない」というより、実際は「無い」がゆえに「知らない」と理解した方がいいでしょう。

今回の研究調査事業の委員の中にも、聴覚障害当事者や家族から、高齢聴覚障害者が安心して介護サービスを受けることできる事業所を紹介してほしいと相談を受けた複数の委員がありますが、紹介できる事業所が見つからず頭を抱えるという意見が出されています。

これらを受け、聴覚障害者として介護サービスを受けるとき、聴覚障害として不安なことを具体的に尋ねてみました。

これらを受け、聴覚障害者として介護サービスを受けるとき、聴覚障害として不安なことを具体的に尋ねてみました。



回答は、「コミュニケーション」に関することがほとんどでした。

「介護担当者は手話ができるか」、「サービス利用時のコミュニケーション」、「施設内で孤立しないか」、「情報保障、手話通訳者派遣制度の利用問題」等への不安です。実際に、高齢者デイサービスなどでは、歌や音楽を使ったレクリエーションがよく催されていますが、高齢聴覚障害利用者は参加できず、部屋の隅でぼつねんとしている姿を見ることがあります。

不安なことの4番目に「介護の制度を知らない」とありますが、高齢介護の制度や具体的な介護サービスについて学ぶ場や、実際に現場を見学する機会などを設けることで「介護の制度を知る」ことを保障すべきでしょう。また、「他にも手話ができるろう者がいるか」は、ろう者の社会で生きてきたろう者にとっては切実な気持ちの表れと思われます。

5. アンケート結果を踏まえての意見・提言

1) 手話言語条例の周知と条例内容理解推進の取り組み

熊本市ろう協会員の3割弱が手話言語条例について知らないということは、熊本市ろう協会員以外の聴覚障害者は、それ以上に聴覚障害福祉にについて情報が入りにくいと考えられますので、改めて周知の必要性があります。また、条例内容について8割以上が「知りたい」「少し知りたい」と回答していますので、わかりやすい丁寧な説明の場を新たに設ける必要があります。

2) 聴覚障害理解を広げる取り組み

手話言語条例の目的は、その前文に書かれているように「全ての市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため」です。その実現のためには、まずは障害の理解が基本になると思われます。

しかし、聴覚障害は外見からわかりづらいため、生活上の困難がわかりにくいという面があります。さらに、聴覚障害者自身、周りで大切な音声情報があっても聞こえないから気づかない・わからない、つまり「わからないことが、わからない」という状況があり、聴覚障害は、周りも本人もその障害を把握しにくいという二重の障害だと言えます。また、聞こえの状態が個人によって異なっていること、補聴器や人工内耳を使っても補聴効果は様々であること。さらに、聴覚障害教育において過去長い間手話が使えなかったことで、十分な知識や日本語力を獲得できなかった人もいて、聴覚障害についての理解を広げるためには、通り一遍の取り組みではなかなか実現できにくいと思われます。

この取り組みは行政が中心になって企画すべきですが、熊本市ろう協および手話サークルが全面的に協力していくことが大事になるでしょう。

3) 手話の理解を広げる取り組み

手話は、聴覚障害者（児）にとって獲得する上でハンディのない言語です。しかし、音声言語が多数の社会では、その社会参加のために「聞くこと」「話すこと」が重視され、聴覚障害教育の歴史の中では「口話法」として半ば強制され、手話が否定されてきました。

近年の言語学者等の研究によって手話が言語として認められ、国連の障害者権利条約や、わが国の障害者基本法でも手話が言語であることが明記されたこともあり、手話は社会の中で一定の理解が広がってきていますが、注意も必要です。

例えば手話の歌に象徴されるように、歌声に手話をプラスすると何やら「かっこいいもの」と思われているようです。確かにそのような面はありますが、手話はろう者の生活の中で生まれ育った言語ですから、その歴史や生活や文化と切り離しては考えることはできません。外国語を学ぶ人は、その国の歴史や生活・文化を学ぶことは当たり前ですから手話も同様で、ろう者の気持ちに思いを馳せることが必要です。

残念ながら現在の手話は、「日本語の音声を手で表したもの」という誤解に基づいた広がり方になっているように思われます。確かに、手話の歌や挨拶などの簡単な手話の学習は、手話に関心をもってもらう意味では大切です。ただ、それと同時に手話を言語として学ぶ場、聴覚障害者とふれあって聞こえない人の生活を知る場を提供することも必要です。そのためには、市内各所や職場、小中学校の授業の中に手話学習の場を設けること、そこに熊本市ろう協や手話サークルを積極的に関わらせることが大切でしょう。

また、県内のローカルテレビ局の番組に手話学習の時間を作ったり、熊本市のホー

ムページにも手話学習コーナーを設けることも考えられるべきです。

4) 手話通訳者について

考察の中で、手話通訳者派遣事業がよく利用されていること、ただ、内実は熊本市の手話通訳者が不足していること、また、手話通訳者の派遣コーディネーターに多くの負担がかかってきていることなどを述べました。それに加えて、熊本市の手話通訳者の平均年齢は 60 歳を超えているという、手話通訳者の高齢化の問題も出てきています。

聴覚障害者の社会参加には手話通訳者は欠かせませんので、手話通訳者の養成は喫緊の課題です。現在の養成事業の充実化に加え、さらに高等教育機関などで専門家の指導による手話通訳者養成課程を設けることも考えるべきでしょう。また、手話通訳者が育たない大きな理由として、手話通訳が職業として成り立つための報酬の少なさがあげられます。聴覚障害者は「優秀な通訳者」を求めています。そのためには、プロの手話通訳を保障する報酬の見直しが必要です。

熊本市では各区役所の窓口到手話通訳者が設置されています。ただ、各区によって違いはあるものの、手話通訳業務よりも窓口案内業務が中心になっているところがあるときいています。

熊本市の手話通訳者が不足している現状において、設置された手話通訳者を、市行政関係はもちろんのこと、それ以外についても必要に応じて庁舎外派遣を可能にする検討も必要です。手話通訳者のいない間は、他の区役所の手話通訳者が遠隔で通訳することでカバーできます。さらに、熊本市の手話通訳者派遣のコーディネートを設置し手話通訳者が担当することなども、手話通訳者派遣システム全体を見直す中で考えられるべきです。その全体的な見直しの中でも切迫した課題として夜間の手話通訳態勢があります。熊本市消防局等と連携したシステム作りにも着手すべきです。

区役所以外の手話通訳者設置も聴覚障害者から要望が出されています。まずは熊本市市民病院への手話通訳者設置が望まれます。

5) 聴覚障害相談について

聴覚障害者理解のところでふれたように、聴覚障害者は「わからないことが、わからない」ことで、日常生活の中で「困り感」を自覚しにくいという面があります。生活ニーズとしてふつうに出てくるものが、なかなか相談として出てきません。

聴覚障害に携わる相談支援者に求められるのは、聴覚障害者の生活や心理の熟知と聴覚障害者と十分にコミュニケーションがとれることです。これは相談のインテークには欠かせません。ただ、それ以上に、支援そのものについての考え方、技術や知識、それを支える価値や倫理が求められます。

しかし、現実の相談状況は、経験の中で積み上げられる前者のみで対応されること

が多く、相談支援のための根幹である後者（相談支援の専門性）があまり問題にされず、どちらかというパターンナリズム的な対応がみられます。

現在、聴覚障害相談に必要とされているのは、前者の力と後者の力を合わせ持った人であり、その機関です。聴覚障害者が安心して相談を持ち込める、その条件を満たした相談支援事業を新たに開始する必要があると思われま

6) ICT 活用について

聴覚障害者は、情報・コミュニケーション障害者と言われます。その障害は、「障害の社会モデル」で言われるように、聴覚障害者を取り巻く社会が作っています。ただ、ICT はそれを大いに軽減させる可能性を持っています。そのためには聴覚障害者が ICT を活用できるという条件が前提です。それがなければ、聴覚障害者は、社会での情報・コミュニケーションからさらに疎外されます。

特に現在のコロナ禍の状況では、仕事や生活の中での ICT 活用は必須のものになっています。聴覚障害者の世界でも、医療現場では手話通訳者の感染予防のために対面ではなく遠隔手話通訳が導入されていますし、2021（令和 3）年度から公共サービスとして電話リレーサービスが開始されることになっています。また、聴覚障害者の会議や研修も Zoom 等を使ったオンラインで実施されるようになってきています。

ICT が聴覚障害を軽減させるためのツールになるのか、活用できず情報格差が広がっていくのか、現在その瀬戸際に来ていると思われま

アンケート結果では、残念ながら回答者の半分以上が ICT を活用していないことがうかがわれます。聴覚障害の特性に基づき聴覚障害者のペースで、手話を使ってわかりやすく教えてくれる聴覚障害者専用の ICT 相談と ICT の学習の場をセットにした ICT 支援事業を早急に用意する必要があるでしょう。

7) 高齢聴覚障害者の介護について

高齢聴覚障害者のための介護サービスは、熊本ではほとんどありませんが、全国的に高齢聴覚障害者に特化した支援の取り組みが少しずつ広がっています。関東・関西では、主に聴覚障害者を対象とした施設が複数設けられていますし、福岡県には聴覚障害者対象の養護老人ホームがあり、熊本からの利用者もいます。このほか地域活動支援センター事業としてデイサービス、訪問介護事業、就労継続支援事業 B 型など、さまざまな形で高齢聴覚障害者が利用できるサービスが始められています。

しかし、熊本県・熊本市には、残念ながらそのようなサービスがほとんどありません。そこで、今回のアンケート項目にも介護の問題を入れたのですが、高齢聴覚障害者が安心して介護サービスを受けるところは「知らない」「わからない」が大半を占め、サービスを受けるときの「不安」がたくさんあげられました。

その不安を解消するために、どこから、どのようにして取り組んで行くべきか、明

確な方向は今すぐには導き出せませんが、まずは、高齢聴覚障害者が介護サービス等について相談できる場を設けることが必要になります。また、現在の介護サービス事業所や施設に対して、高齢聴覚障害者理解を促す取り組みを行うこと、それと共に、その理解に基づいた介護サービスを行うモデル的な事業所づくりについて支援していくことも考えるべきでしょう。

6. 識者からのコメント

九州ルーテル学院大学准教授 西章男氏

1). 「環境」に働きかける

私たちは生活する中でいろいろな不便や困難を感じます。熊本市手話言語条例（以下「条例」）の前文には「多くのろう者は、様々な場面で手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、必要な情報を得ることもコミュニケーションを行うこともできず、不便さや困難さを感じながら生活してきた」と書かれています。ここでは、ソーシャルワークの視点から「環境」について言及していきます。

人がもつ、可能性や能力は多彩です。コミュニケーションは、声・表情・身振り等を通じた発信に対して、視覚・聴覚・思考・感性等で受信していきます。SNS等が普及した現在、LINE等を使用して行うコミュニケーションでは、文字だけでは伝わらない声のトーンや表情・仕草を絵文字やスタンプによって補っています。これらは若者たちが作り出した、広い意味での言語とも考えられます。今では若者だけでなく、小さな子どもや中高年の人たちも使用しています。これらのことは言語の汎用性と考えることができます。

ここでいう「環境」には、手話を言語としているろう者の思いや、大切に守り受け継いできた歴史・文化、異なる言語を使用している人たちの関心や理解などの社会背景を含んでいます。異なる言語同士は、社会背景（環境）の変化によって互いの理解が深まり、その汎用性を広げる可能性を持っています。その大きな変化の一つが「条例」の制定です。

委員会での検討は、次の一歩である言語としての手話の汎用性を広げる可能性を考えて提言できた、意義のあるものでした。

報告の中にもあるように、言語である手話の歴史や生活・文化の理解は不可欠です。過去から現在までの経過、それをふまえた未来という時間軸を意識して社会背景（環境）に働きかけることが具体的で、あるべき姿を創造できる基盤となります。

2). 「同じ場所で一緒にいる」ことの大切さ

私が勤務する大学には、聴覚に障がいを持つ学生がいます。多くの学生が手話に関心を持ち「おはよう」や「ご苦労様」という簡単な手話を自然に使っている様子もよく見

ます。一緒にテーブルを囲んで昼食をとることもありますが、ときどき聴者だけの会話になり聴覚障がいを持つ学生が取り残されている様子を見ることもあります。このように「同じ場所にいるけど一緒にいない」状況の積み重ねと「環境」が、ろう者の不便や困難を生み出してきたのではないのでしょうか。

ソーシャルワークでは、不便や困難を感じているその人自身に焦点をあてる「ミクロ」、その人が生活する中で直接触れる集団や資源や文化などの「メゾ」、そして社会の仕組みや構造などの「マクロ」の視点において、それぞれ「ミクロ」「メゾ」「マクロ」の交互作用の中で、不便や困難を取り除く、もしくは軽減することを目指します。このことは「1本の木を大切にすることから、森全体を豊かにする」こと、言い換えれば、一人の人もしくは小集団の存在を大切にすることで地域社会全体を豊かにするということです。

手話を言語とするろう者と、声を使用する言語をもつ聴者は、熊本という同じ地域(場所)に住んでいます。ろう者の様々な生活の場面における情報を保障し、異なる言語間のコミュニケーションを豊かにするには、ろう者・聴者双方、そして環境に働きかけ、交互作用を促すことが「同じ場所と一緒にいる」ために重要であると考えます。

3). 若者とテクノロジーが持つ可能性

最後に大学の中で感動したことをお伝えします。合理的配慮として大学では講義だけでなく、様々なイベントにおいて情報保障ができるように努めています。しかし、十分ではありません。その時には、聴覚障がいを持つ学生の横で、他の学生がスマートホンのメモ機能に入力して読んでもらいます。その入力するスピードはとても速く、キーボードを使用するパソコンテイクと遜色がないことに驚きます。その技術は学生(若者)たちにとって特別なものではなく、日常の生活の中で身についたものです。このように学生(若者)たちとテクノロジーの可能性は、異なる言語や環境の壁を限りなく低くする可能性を持っています。

過去から現在に至るろう者の不便や困難さを丁寧に検証し、未来に向けて手話という言語の伝承と、ろう者の生活が豊かで希望があるものとなるように、次の世代に期待したいと思います。

7. 調査研究報告会の開催

2021(令和3)年2月14日(日)に熊本市ろう協と合同で、熊本市耳の日事業として今回の調査研究事業の報告とそれに基づいたパネルディスカッションを開催しました。

開催方法は、コロナ禍のため集合方式ではなくZoomのウェビナー形式で行いました。

日時	2021年2月14日 13:30~15:30
内容	調査研究事業結果報告(スライド、手話・字幕付) ＜報告者＞小野康二(熊本市手話サークルわかぎ)

	<p>パネルディスカッション <パネリスト></p> <p>松本弘樹（熊本市ろう者福祉協会会長） 清田富貴子（熊本市手話サークルわかぎ副会長） 松永朗（一般財団法人熊本県ろう者福祉協会常務理事） 西章男（九州ルーテル学院大学准教授）</p> <p><進行役></p> <p>野田尚子（熊本市ろう者福祉協会）</p>
開催方法	<p>情報提供センターの一室をメイン会場とし、進行役およびパネリストの松本氏・清田氏を配置。発言をビデオカメラで撮影し Zoom へ。また、水前寺の聴障センターから松永氏、九州ルーテル学院大学の研究室から西氏がリモート参加。</p> <p>手話通訳は情報提供センター別室で行い、文字通訳は Iptalk を使って要約筆記者の各々の家庭で行い、クローズドキャプションで表示。</p>
参加者	視聴者 45 人

ウェビナーのメイン会場の様子



ウェビナーの画面



8. 最後に（熊本市手話サークルわかぎ会長 青山 寛六）

熊本市の手話言語条例の施行後、市長や知事の記者会見に手話通訳がつく様子がテレビニュースになり、聴覚障害者への配慮が進んできているように思えます。しかし、聴覚障害者の社会生活はよくなっているのでしょうか。調査の結果では、今のところ聴覚障害者理解も手話も十分に広がっていない、と感じられているようです。手話言語条例制定は、熊本市に住む聴覚障害者の生活を向上させるためのスタートと考えた方がよさそうです。

条例の前文には、「全ての市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定する」と書かれています。このことをどう具現化するか、これからの取り組みが大切になると思われます。今回の調査研究事業がその礎になることを心より願っています。

9. 資料（調査研究のためのアンケート）

No.

< 調 査 表 >

該当するところを○で囲んでください。

お住まいの区	北区	中央区	東区	西区	南区	
年 齢	20 歳代または 20 歳未満	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代以上



この QR コードを、スマホやタブレットの QR コードリーダーで読み取ると、質問文等を手話で見ることができます。

以下の質問（Q1～Q16）に、回答をお願いします。

回答は、該当するものを○で囲み、必要なら（ ）内にお書きください。

<手話言語条例について>

Q1. 2020（令和2）年4月から、熊本市では手話言語条例が施行されていますが、施行されたことを知っていますか？

- ①知っている ②知らない

Q2. 手話言語条例の内容を知っていますか？

- ①知っている ②少し知っている ③知らない

Q3. 手話言語条例の内容について、知りたいと思いますか？

- ①知りたい ②少し知りたいと思う ③知りたいと思わない

<条例施行後の変化>

Q4. 手話言語条例施行後、聴覚障害者（ろう者）について、理解が広がっていると思いま

すか？

- ①広がっている ②少し広がっている ③広がっていない ④わからない

Q5. 手話言語条例施行後、手話が市民や職場に広がっていると思いますか？

- ①広がっている ②少し広がっている ③広がっていない ④わからない

<手話通訳について>

Q6. コミュニケーションや情報を得るため、手話通訳者の派遣事業を利用していますか？

- ①よく利用している ②ときどき利用している ③利用していない

Q7. 手話通訳（聞き取り、読み取り）は、通じていると思いますか？

<聞き取り：手話通訳者の手話表現を見て>

- ①よくわかる ②わかる ③あまりわからない ④わからない

- ⑤その他（ ）

<読み取り：ろう者の手話を日本語に通訳するとき>

- ①通じている ②まあ通じている ③あまり通じていない

- ④通じていない ⑤通じているか分からない

- ⑥その他（ ）

Q8. 夜遅い時間に、手話通訳が必要になったとき、どうしていますか？

- ①家族や知り合いに頼む ②翌日まで待つ ③あきらめる

- ④その他（ ）

Q9. 新型コロナ関係で市長会見に手話通訳が付くようになりましたが、それについて、どう思いますか？

- ①わかりやすく、とてもよい ②よい

- ③その他（ ）

Q10. 現在、熊本市では、各区役所に手話通訳者が設置されていますが、その他の機関で設置してもらいたいところがありますか。

①ある→どこですか？ ()

②ない

<相談について>

Q11. 生活の中で困ったとき（仕事・教育・健康・福祉の問題など）、相談するところがありますか？

①ある→どこですか？ ()

②ない ③わからない

④その他 ()

Q12. 手話を使って専門的に相談できる機関は必要と思いますか？

①必要 ②必要ない ③わからない

④その他 ()

<ICTについて>

Q13. インターネットやメールなどを、パソコンやスマートフォンなどで利用する技術（ICT）が広がっています。あなたは、ICTの利用方法などで困っていることはないですか？

①困っている ②困っていない

①を選んだ方は、どんなことで困っていますか？

()

Q14. ICTの利用について、わかりやすく教えてくれるところがありますか？

①ある→どこですか？ ()

②ない

<高齢・介護関係>

Q15. 高齢になって介護が必要になったとき、聴覚障害者（ろう者）が安心して介護サービスを受けることができる事業所や施設を知っていますか？

- ①知っている→どこですか？ ()
②知らない ③わからない
④その他 ()

Q16. 介護サービスを受けるときに、不安に思うことは何でしょうか？
(複数回答可)

- ①自分が介護サービスの制度について知らない
②自分以外の人(家族も含む)が、サービス内容を決めてしまうこと
③サービスを利用するときコミュニケーションがとれるか
④サービスを利用するときの情報保障
⑤手話通訳者の派遣をしてもらえるか
⑥ろう者のホームヘルパーに来てもらえるか
⑦介護の担当者は手話ができるか
⑧スタッフや利用者は聴覚障害者(ろう者)について理解があるか
⑨利用する施設に、自分のほかにも手話を使うろう者がいるかどうか
⑩たくさんの聞こえる人の中で孤立しないか
⑪その他 ()

このほかに、課題と思うことがあれば、下の欄にお書きください。

ご協力、ありがとうございました。